

令和 8 年度第 1 回苫小牧市民文化芸術審議会 会議概要

日時 令和 8 年 7 月 22 日（水）午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

場所 苫小牧市役所 9 階第 2 委員会室

出席者：内海委員、川山委員、佐竹委員、白山委員、東峰委員、中川委員、
藤井委員、松原委員、宮川委員 計 9 名

欠席者：中田委員 計 1 名

事務局：町田副市長、柴田教育部長、斎藤教育部次長

生涯学習課 田中課長、斉藤課長補佐、泉主査、大森主事

-
- 1 開会 （進行）田中課長
 - 2 委嘱状交付（町田副市長から交付）
 - 3 町田副市長挨拶
 - 4 委員・事務局自己紹介
 - 5 会長・副市長選出（会長：松原委員、副会長：中川委員）
 - 6 会長・副会長挨拶
 - 7 審議会の活動状況について（斉藤課長補佐から説明）
 - 8 議事（進行）松原会長
- （1）令和 7 年度苫小牧市民文化芸術振興助成事業結果報告
市民文化芸術振興助成事業の令和 7 年度助成事業の未報告事業 2 件について、事務局より説明。

＜主な意見＞

特になし。承認。

- （2）令和 8 年度苫小牧市民文化芸術振興助成事業追加申請に関する審議
令和 8 年度助成事業の追加分として申請のあった 2 件について、事務局より説明。

＜主な意見＞

委員：公益性、効果性、発展性審査基準どれも×はなかったってことですよね。はい。

過去にどんな活動をされている方たちなのかっていうのをちょっと自分なりにいろいろ調べて見て、アンサンブルさんなんかはもうすごい地域に根ざした活動をずっと続けておられて、最近でも定期演奏会っていうのやってないんですね。だから昔さかのぼって調べてみるとずっと定演やられてて、文化奨励賞とかも受賞歴のある、結構地道に活動されてきた団体、なんか人単位とか少なくなってるそういうのできなくなってるそうです感じなんすかね。うん。

ただ、すごくロビーコンサートをやったりチャリティー音楽祭をやったりずっと地道に活動されてきた団体で、節目にまたこういうのをやるというのは、応援したいなっていう気持ち。アンサンブルさんについてはそういう以上です。

このハルナギ、アールブリュットの何かそういう羽を広げる試みなのかなと、文化芸術の振興に有益な事業かなというふうに思いました。ただちょっといずれの事業についても、事務局にちょっとお聞きしたいのが、助成金が仮になかったとしてもやる。意思のある事業なはい 37 万、22 万ですかそれなりの金額だと思うんですけども仮に本助成金が出ないよってなった場合でも、これはもうやるという、そういう強い意志？

事務局：はい。

委員：はい、わかりました。私から以上です。

会長：他ございませんか。

思ったこと何でもよろしいですので。はい。

今回追加ですから 2 件ですけど、実は 3 月には約 20 件近く毎年出てきますので、一つ一つ協議をしてやりますと非常に時間がかかるということから、このように評価、評価表っていうのを一昨年からこういうふうに作りましてこれを見て皆さんと進めていく、審議できるかなというふうに思ってますけど。今日 2 件だけですね。できましたら最初ですので、ぜひとも皆様から忌憚のない質問でどうぞ。

委員：今回 2 件ということでじっくり見させていただいて、三つのいわゆる要件中で、非常に悩ましいのは公益性と効果性は非常にわかりやすいですが、発展性っていうところで、ここってある程度もう出来上がっているのだと、さらに発展ってどのあたりまでの発展で評価すればいいのだろうということが、なかなか判断の軸って多分皆さん個人で違うんじゃないかなと思ひまして。身障者であるとか、いろんな方々のお子さんはもちろんなんですけど、そういったところ

に向けての活動の裾野を広げるとかいうところの中で工夫が見られるのか、当然多いんですが、これを何でもやっていくとなると、この発展性を続けていくっていうかもしくは同じことを続けていっても、それが根付いていくまでに数年かかるので、そこはある程度同じ過程でも評価しているのではないかというようなところもちょっと思いながらですね。

ちょっと私自身は審査したところがあります。一応感想としてどうでしょうか？

委員：ハルナギさんのやつ。

事前にいただいた内容説明の文書をいただいたときに、うん。

何て言うんですか。

障がい者と健常者って通常やられてる催し物って分けられることが多いんだけど、このハルナギさんのやつは一緒に健常者も障がい者の作家も合わせた催し物になるっていうことを読んで、それで今まで、あんまり何かこういうのはなかったかなと思って、賛成のこの○をつけたんですけど、なんか、作家として健常者の方の障がい者でもって隔たりなく、作家として見てあげるっていうことが大事だと思って、それで何かハルナギさんの今回あるこの内容の催し物がどの程度まで一体化できてるっていうか、普通の作品発表としての場になっているのかっていうのはちょっとまだ想像できないんですけど。なんかこれを、これさっき意見のあった発展性にみたいなのはここから何かそういう分け隔たりのない、元々芸術の中では、昔は健常者とか障がい者のアートだとかなかったので、今も何ヶ所か障がい者施設の中にいながら作品発表してる作家さんとかもいるし。何か芸術作品として見る目では何か障がいだとか、現状ってあんまり関係のないっていうことないっていうか、それをうたわないで、本当に感性とか表現で見てあげることが正しいことだと僕自身は思ってて。その意味で何かハルナギさんのやつはやり方含めて発展してってもらえれば、苫小牧独自のそういう分け隔てない、何て言うんですか、文化芸術の発展っていうのが、このハルナギさんは発展させていけるんじゃないかなという可能性を感じました。

会長：確かアール・ブリュットさんは、一昨年から言うような、2年前からですね、前の文化会館で、アール・ブリュットも同じように演奏会とこの作品展をしてるんですよ。

ですからアール・ブリュットと先日ちょっと別件でお話がある機会がありましたけど、ちょっとまだ子供さんのものはあんまりまだ

出てないんだけどって言ってますけど、今回ハルナギにつきましては、子供さんも一緒にというようなことも今後期待はできるのかなというふうには思ってますので、今お話されたように、ちょっと活動とか発展性は、うん。別の意味で出てくるのかなっていうふうには思ってます。よろしいじゃないかなというふうに思う。

他ございますか。

委員：あとちょっとウインドアンサンブルさんとうちの市民文化ホールを使っていただくということで、ちょっといろいろと目指していたんですけどやっぱり 40 周年ってなかなか素晴らしい実績なんじゃないかなと。こういう節目のところで事業をやっていただくと、おそらく非常に私もこちら来て苦小牧って非常に吹奏楽は盛んで、もう今毎日のようにちょっと練習利用っていう形で学生さん来ていただいて、非常に素晴らしい演奏されてるんですけども、やっぱりこういう歴史のある社会人バンドですね市吹（市民吹奏楽団）さんもそうですけどやっぱりあるというところが非常に若い人たちというか、子供って言ったら中高生になるともうそういう枠も超えてると思うんですけども、やっぱりそういう方々にやっぱり将来にわたってこういう活動ができる。それもあの市のいろいろとサポートができるというようなものを示して非常にある意味、発展そこら辺が発展性なのかなというような、次の世代に繋げられるというところが非常に大きく、大きい部分じゃないかなというふうに思いますので、ちょっとこういう部分っていうのは大切にしていきたいなというふうに私は個人的には考えております。はい。

会長：他ございますか。よろしいですか。

全員：はい。

会長：ありがとうございます。それでは、令和 8 年度の助成事業追加申請につきましては、原案通り助成希望額を内定することによりよろしいでしょうか？はい。ありがとうございます。

（３）その他

苦小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱第 14 条の取り扱いについて事務局より説明。

会長：ただいまの説明につきまして、皆様からご意見、ご質問ございませんでしょうか？はい。はいどうぞ。

委員：多分これ、私の前任者からの申し送りですけど、必ずチラシな

り、パンフレットなどに助成事業ということをやると、大前提で、どこの要綱にも書かれておりますが、いつも思うんですけど、一部または全額を対象外とするという、非常に曖昧な表現でされてるんですけど。しかも今回、対象外とすることもあります。この辺の趣旨をもう一度伺いたいんですけど。つまり助成金対象事業とうたってない場合一部だけ対象外にするのか、または全額対象外にするのか、しかもすることもありますと謳ってるんですよ。非常に曖昧で本来なら対象事業とうたっている以上は、ないとまずいんじゃないでしょうか？

事務局：今、委員からご指摘をいただきました助成金の一部または全額というところなんですけれども、その広告の理由によってはある程度認められる部分もあるのではないかとそういったような例えば審議の中で認められるようであれば、一部は認めると、その予算書の中のここについては大丈夫だよとかそういうような内容であれば一部助成しても差し支えないのかなという意味で記載させていただいております。

朱書きのほうにも明記させていただいたところのルールを例えばいくら促しても例えば一方に改善されないとかそういった場合にもしかしたらその審議会の中で今回は助成の対象外になるというような結果にもなりえますので、ここはあえて一本化せずにですね、一部または全額というふうに、あえて残させていただいてところですよ。

委員：そうしますと、助成金の交付が例えば今年度、これは8年度の募集要項なんですけれども助成金の交付に関しては対象外経費となることがあります。という説明書きと、助成対象外とすることもあります。2種類の書類が既に存在しているので、少なくともここだけは統一しなければまずいんじゃないでしょうかね。

経費だけ対象外であると、全額対象外になるか。

その辺の明記が非常に助成する側としてはわかりづらいしわからないです。

ですから、少なくとも一本化書類上をきちんとそこを分けるな分け、統一するのは統一しないと、書類として非常に2種類の少なくとも令和8年度でも2種類のあの書類として出てきてしまう。

会長：皆さん意味わかってない。わかります。ちょっとね、細かい話で申し訳ないことはありません。

現実にこういったケースはゼロじゃないんですけど、1月から2月

までの申請を3月の審議会で審議し、4月上旬に決定の通知を出すんですけど、4月に事業をやりたいということですが、まだ内定通知されていない状況だったんですよね。ですから内定になっていないときに、先にそれをポスターとか作っちゃったのかな。結局そこにも載つけられなかった。いわゆる内定ももらってないから。そういう関係があるって言うんですけど、だからそういうどうしても仕方しかないっていうか、そういう状況なときに今のお話なんですけど、追加申請時、3月の次の皆さんとの審議会って7月までないんですよね。ですからその中でちょっとどういうふうにしていくかっていうのはないわけじゃないんです。だから、そんな形で事前にそういう内規の中に、要綱の中に今のうちに何か一番良い方法をうたっておいた方がいいということで、今のやつを上げてるんですけどちょっと難しいかなって、二つあるっていうのが本当に今もわかりますので。でも現実には全て除外になるっていうのはちょっと難しいかなと思いますから、そこら辺を助成経費の中で助成経費外とするっていうのもちょっと、皆さんちょっと意見を聞かないといけないんですけどどうですかね。

委員：だから今のお話のように全てが対象外っていうのはやっぱり非常に難しいと思うんですよね。ですから、例えば今の印刷費なら印刷費の経費が対象外になりますよという説明だといくらかわかりやすいのかなと。

それと、過去の例で言いますと、印刷物が先にできても、内定が出た場合時点でフライヤー、チラシなりポスターなりに後貼りにすればいいだけの話なんで、そここのところもきちんととにかく助成金対象物件ですよというものをアドバイスすればいいだけの話なんで、そこは逆に言うと、周知徹底すべきだと私は思います。ないものが出るっていうのが一番まずいと思いますんで、助成金出してる以上、そういう形はやっぱりまずいんじゃないかなと思いますので、それを努力するのは助成金を申請されてる側の責務だと私は思う。

会長：はっきり申し上げまして、今までそういう状況の団体が何件かございました。でも本当にあまりそれをこちらの方から指示することはなかったんじゃないかというふうに思ってます。ですから、今お話されたように、しっかりテープでもう1回貼るとか、でも現実にはそれはやってるところもあるんです。今までも。ですからそういうことを徹底して、4月5月の催し物の場合は、結構

やっぱり出てくると思いますので、そこら辺ちょっと徹底してやると。ですからそのあともうあとで内定の後にゆっくりできたとしても、必ずポスター付チラシにはチケットには必ずそれを入れてくださいということをちょっと文書で徹底して必ず申請者には出すということで、今お話皆さんで OK いただければそれでいいと思いますし。さっきの印刷費、たまたまポスター付けたときは印刷費だと思うんですけど、その辺もどうしてもやっぱり徹底できなかったら、そういう形でやるってということで。皆さんよろしいですか。

はい。あくまでもこれ内定では決まってるけど、実際にもう 終わった後ですから、再度ですね、皆さんの方に事務局の方からご連絡をして審議してもらおうということになりかねないですので、その辺は頭に入れていただいて、動いていただくしかないのかなというふうに思いますけど、よろしいでしょうか？

はい。何か。

委員：助成金が OK になりましたとか、何もまだわかりませんか。っていう絡みの表示やめて違う何とか取り扱い案件とは違う表示のなんていう言葉を何か違うものに変えとかいうことは。

助成金申請中案件とか、多分そのポスターなりチラシなり、見る人にはどっちでも関係ないわけですよ、やっぱりね。

これこれ、助成金出るやつだから行こうとか、助成金でないやつだから行くのやめようみたいなことにはならないと思うんですよ。

会長：気持ちはわかりますけど、でも現実には、申請者の考え、もう申請時の絶対のルールですので。これはもう仕方ないのかなと思いますお客様につきましてはもう本当に。わからないと思いますよ。

でも現実にこうやって審議してるメンバーそれとあと申請してる形で特に申し訳ないですけど、同じ団体でやってる別の組織がやっぱり気になってるのは確かだと思います。ですから、その辺ははっきりした方がいいと思いますね。ですからもうその辺につきましては事務局ちょっと大変ですけど、再度必ず、もう 1 回お話をして、文書を出して、了解してもらおう。それで、どうしてもそういうものが出てきましたら、その都度対応していくしかないのかなと思ってます。

だからもう金額、最低限決まってるけど、報告時にはその内定の

中で申し訳ないけどこのような形で減額しますよっていうふうにならざることもあり得るっていうことをちょっと理解していただきたい。

どうですか。よろしいですか。

委 員：よろしいと思います。ありがとうございます。

委 員：申請される方は本当に皆さんすごく真面目でここの部分を気にされてるようなひしひしといつも伝わってきていて、ポスターとかチラシとかパンフレットチケットかもしれないですけども、助成事業であることそういうものに明記するっていうのは、PR もいいと思うんですけども報道扱いの新聞記事については、これはうちにはなるべく協力したいというふうに考えて、協力もしてるんですけども、これは本当に他社さんに強制できるかっつたらそれは目標設定できない。

あくまでこれ報道で広告扱いのものだったらいいと思うんですけどもやっぱりその中に次 25 行、30 行ぐらいっていうのが、開催者お知らせ記事の大体目安の大きさなんですけども、そこに 1 行半、その助成金事業っていうのをを使うのは結構限られたスペースでやるっていうのは結構きついつちゃきついですよ。

会 長：すいません。調べました。はい。私自ら気持ちわかります広告は必ず出さないといけないなと思ってますけど本文の記事の方が、はい、これは無理だろうというふうに僕は思います。交付要綱とかでそんなような形になってるのかな。でも募集要項には書かれてますよね。そう。

だからそこなんですよね。でも新聞ですから、ちょっとまた別っていうふうにならざるをえないのかな。ありがとうございます。よろしいですか。

委員一同：異議なし

会 長：他ございますか。

はい。

それでは今後の取り扱いにつきまして、今のお話もありました内容につきまして、取り扱いたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。その他につきまして、事務局から何かございますか。

令和 8 年度苫小牧市民文化芸術振興助成金交付内定事業について、決まり次第速やかに報告するよう通知していた事項について、確定事項を事務局よ

り報告。

会 長：はい。ありがとうございます。ここでちょっと皆さんに私の方からご質問っていうかあれなんですけど、内定時から変更になってますよね。ですからこの日にちなんかありました。

元々この事業が出演者がまだ確定しなかったんですね。いろいろ話をして、実は助成の金額を若干低く下げました。皆さんの前の方たちはわかってると思うんですけど今回日にちも変わっちゃったということなんですけど、あくまでも軽微な変更ということで、今このようにその他で出したんですけど、どこまでが皆さんと共有しないといけないのかとかっていうのも今後ちょっと考えていかないといけないのかなと思いますけど、いかがなものでしょうか？

委員一同：意見なし

何かあれば言っていただければ。

ちょっとなければ、このような形で、今回は進めさせていただいて、続けていこうかなというふうに思ってますけど、よろしいですか。

委員一同：意義なし

会 長：その他皆様の方から何かございますでしょうか。

委員一同：なし

9 閉会